

居場所の確保について（ご協力のお願い）

大阪市ホームページでは、新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態措置」として「不要不急」より、さらに一步踏み込んで、「**生活の維持に必要な最低限の外出**」に限定する。自分のため・家族のために、**人との接触を避けてください**など、感染を拡大させないための、外出自粛要請が出ています。

家庭で児童の監護が困難な場合の、居場所確保について、教育委員会から指示があり、問い合わせがあった場合は、家庭での監護が調整可能かどうか、協力のお願いをすることとなりました。今一度、監護の可能性について調整していただいた上で、難しい場合は、学校にご相談ください。

大阪、近隣府県での感染者数の爆発的な増加をみると、教職員についても、出勤時等の感染リスクを、完全に回避することが、極めて困難な状態です。改めてご家庭でも、感染防止に向け、大阪市ホームページも参考にさせていただきますようお願いいたします。